

大阪府規則第15号

大阪府暴力団排除条例に基づく説明又は資料の提出の要求等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号。以下「条例」という。)第21条第2項、第23条第2項及び第24条第2項の規定に基づき、知事が行う不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者に対する説明又は資料の提出の要求及び勧告並びに説明若しくは資料の提出を拒んだ者又は勧告に従わなかった者に係る事実の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(説明又は資料の提出の要求)

第2条 条例第21条第2項の規定による説明又は資料の提出の要求は、書面により行う。
(勧告)

第3条 条例第23条第2項の勧告は、書面により行う。
(事実の公表)

第4条 条例第24条第2項の規定による公表は、説明若しくは資料の提出を拒み、又は勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容について府公報その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年11月22日から施行する。